



2025年12月12日

各 位

会社名	株式会社ケイ・ウノ
代表者名	代表取締役 CEO 青木 興一 (コード番号：259A 名証ネクスト市場)
問合せ先	取締役 CAO 兼執行役員 渡沼 和則 (TEL：080-7638-1240)

(訂正) 取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

2025年12月1日付で公表いたしました「取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ」について、記載事項に訂正すべき点がございましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

記

「1. スtock・オプションに関する報酬等の額」及び「2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）」に誤りがございましたので、訂正いたします。訂正の箇所につきましては、下線を付して表示しております。

【訂正前】

1. スtock・オプションに関する報酬等の額
(中略)

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）
(中略)

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

【訂正後】

1. ストック・オプションに関する報酬等の額
(中略)

なお、2025年12月26日開催予定の第35期定時株主総会で付議する予定の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）
(中略)

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1に記載の資本金等増加限度額から上記1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8)新株予約権の行使の条件

1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(9)新株予約権の取得に関する事項

1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上